

FPnexteian Conference2013

FPの事業展開のための 自己防衛としてのコンプライアンス

【資料編】

2013年2月8日

株式会社FPスピリット代表取締役
CFP[®]・1級FP技能士・行政書士
鈴木克昌

■各士業の業務内容と無資格営業への罰則

	独占業務	非独占業務	罰則
税理士	○税務代理 ○税務書類の作成 ○税務相談	○税理士業務に付随した財務書類の作成・会計帳簿の記帳の代行・その他財務に関する事務 ○税務訴訟における補佐人としての出廷・陳述	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
弁護士	○法律事務の取り扱い及びその周旋	規定なし	2年以下の懲役 又は300万円以下の罰金
司法書士	○登記・供託手続・それらの審査請求手続の代理 ○法務局・地方法務局・裁判所・検察庁に提出する書類の作成 ○上記に関する相談業務	○一定範囲の簡易裁判所における手続の代理 ○上記の対象となる民事紛争に関する相談業務及び仲裁手続・和解の代理 ○一定範囲の土地の筆界特定手続の代理と相談業務 (以上は認定司法書士に限る)	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
土地家屋調査士	○不動産の表示登記に関する調査・測量、登記手続・その審査請求手続の代理・書類作成 ○筆界特定の手続の代理・書類作成 ○上記に関する相談業務	○土地の筆界に関する民間紛争解決手続代理関係業務 (認定土地家屋調査士に限る)	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
社会保険労務士	○労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成・提出手続代行・事務代理 ○労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成 ○個別労働関係紛争のあっせん代理(特定社会保険労務士のみ)	○労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についての指導・相談業務	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
行政書士	○官公署に提出する書類・権利義務又は事実証明に関する書類の作成	○官公署への書類提出手続の代理 ○左記書類の作成代理 ○左記書類作成に関する相談業務	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

※二つの士業の業務領域が重なるときには、一方の士業の業務が制限される場合と、双方の士業と共管となる場合がある。また、各士業には、法定の業務範囲を超える他の士業の独占業務が付随業務として認められる場合もある。

■ 参照条文

税理士法

第2条第1項第3号

税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

弁護士法

（弁護士の職務）

第3条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

金融商品取引法

（金融商品仲介業者に係る制限）

第66条の12 金融商品仲介業者（金融商品取引業者である者を除く。）は、その行う金融商品仲介業の顧客を相手方とし、所属金融商品取引業者等の委託を受けて行う金融商品仲介行為以外の第2条第8項各号に掲げる行為をしてはならない。

保険業法

（日本に支店等を設けない外国保険業者等）

第186条 日本に支店等を設けない外国保険業者は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約（政令で定める保険契約を除く。次項において同じ。）を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

2 日本に支店等を設けない外国保険業者に対して日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行う時までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

保険業法施行令

(日本に支店等を設けない外国保険業者の締結できる保険契約)

第19条 法第186条第1項本文に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

- ① 再保険契約
- ② 国際海上運送に使用される日本国籍の船舶及びこれにより国際間で運送中の貨物並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約
- ③ 商業航空に使用される日本国籍の航空機及びこれにより国際間で運送中の貨物並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約
- ④ その他内閣府令で定める保険契約

保険業法施行規則

(日本に支店等を設けない外国保険業者の締結できる保険契約)

第116条 令第19条第4号に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

- ① 宇宙空間への打上げ、当該打上げに係る運送貨物(人工衛星を含む。)及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約
- ② 日本に所在する貨物であって国際間で運送中のものを対象とする保険契約(令第19条第2号及び第3号に掲げるものを除く。)
- ③ 法第3条第5項第3号に規定する海外旅行期間に海外旅行者が傷害を受けたこと及び疾病にかかったこと並びにこれらを直接の原因とする死亡並びに当該海外旅行者の手荷物のいずれか又はすべてを対象とする保険契約

不動産特定共同事業法

(定義)

第2条

4 この法律において「不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

- ① 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為(前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるものにあつては、業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行うものに限る。)
- ② 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為

※ 次ページ以降の資料の出所は、すべて文書作成者のWEBサイトである。なお、「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」の作成者は金融庁である。

※ 資料の使用に関する許諾については、最後のページにメールによる照会への回答を添付している。

イニシア・スター証券株式会社に対する行政処分について

1. イニシア・スター証券株式会社（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 24 年 12 月 5 日付）
 - 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
 - (1) 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
当社は、検査基準日（平成 24 年 11 月 28 日）現在、預金勘定に 214 百万円を計上しているものの、実際は、うち 200 百万円は存在しておらず、真正な預金残高は 14 百万円となっている。
真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 5 号口に基づく金融商品取引法施行令第 15 条の 9 第 1 項に定める額（5 千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第 46 条の 6 第 2 項に定める比率を著しく下回る状況となっている。
 - (2) 当局に対する虚偽報告
当社は、平成 24 年 8 月 8 日に発出された関東財務局長からの金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告命令（以下「報告徴求命令」という。）に対して、220 百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を同年 9 月 10 日に関東財務局長に提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、同月以降の数値について、虚偽の報告をしていた。
 - (3) 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
 - ① 顧客区分管理必要額の信託不足
今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認したところ、116 百万円の信託不足が発生している。
 - ② 区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況
上記①において、当社 A 取締役は、当社会長（当社の 100%子会社（以下「B 社」という。）の社長）から、顧客預り金を取り崩して B 社や当社会長から指示のあった者への貸付金（又は立替金）とするよう指示を受け、平成 24 年 8 月 31 日以降、

部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125 百万円を貸付金（立替金）や当社の運転資金等に流用している。

日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消している。

(4) 支払い不能に陥るおそれのある状況

当社が、平成 24 年 12 月 4 日付で作成した資金繰り表によると、同月 3 日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は 16 百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえると、同月 25 日には支払不能の状況になる。

また、当社は、上記(3)②のとおり、顧客からの預り金で、区分管理すべきもののうち 125 百万円を会社の運転資金等の経費に流用しているが、当社が作成した資金繰り表では、その額が反映されておらず、その流用分の補てんを含めた今後の資金計画は、まったく目途がたっていない状況である。

上記(1)のとおり、当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第 52 条第 1 項第 3 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号口に該当することとなったとき）に該当するものと認められる。

また、当社の自己資本規制比率が 100 パーセントを著しく下回っている状況は、金商法第 53 条第 2 項に規定する「金融商品取引業者が第 46 条の 6 第 2 項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、100 パーセントを下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

上記(2)のとおり、報告徴求命令に対し虚偽の報告を行ったことは、金商法第 52 条第 1 項第 6 号（金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき）に該当するものと認められる。

上記(3)の状況は、金商法第 43 条の 3 第 2 項に定める顧客資産の区分管理義務に違反するものと認められる。

上記(4)の状況は、金商法第 52 条第 1 項第 7 号（業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき）に該当するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記(1)については、金商法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定に基づき、下記(2)については、金商法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 登録取消し

関東財務局長（金商）第144号の登録を取り消す。

(2) 業務改善命令

- ① 顧客の状況及び顧客から預託を受けた資産の正確な把握をただちに行うこと。
- ② 顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- ③ 顧客から預託を受けた資産について保全を図るとともに、顧客間の公平に配慮しつつ、顧客資産（顧客から預託を受けた資産その他顧客に帰属すべき資産等の全てを含

- む) が適切に顧客に返還されるよう、必要な対応を速やかにとること。
- ④ 上記③の状況等について、顧客に対し随時適切に開示・提供すること。
 - ⑤ 会社財産を不当に費消しないこと。
 - ⑥ 顧客への説明及び顧客資産の返還のために必要な人的構成を確保すること。
 - ⑦ 本件行為について、責任の明確化を図ること。
 - ⑧ 上記①から⑦について、その対応・実施状況を平成24年12月10日（月）までに書面で報告するとともに、以降、その実施状況を、別途指示するところにより書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先 関東財務局 理財部 証券監督第一課 048-600-1155（直通）
--

平成22年3月16日
北海道財務局

株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズに対する行政処分について

1. 株式会社北海道ファイナンシャルプランナーズ（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反の事実が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成22年3月5日付）

○ 金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為

当社は、金融商品仲介業者であるところ、当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客（当社が仲介業務として金融商品の媒介等を行った顧客。以下「仲介顧客」という。）との間で、会員契約を締結し、仲介顧客から会費を徴収する一方、仲介顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社の行っている当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った仲介顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。

当社及び当社の役員が行った上記の行為は、金融商品取引法第66条の12に規定する「金融商品仲介業者に係る制限」に違反するものと認められる。また、当社及び当社の役員は、上記記載の行為を業として行っているといえ、同法第29条に規定する「金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。」に違反するものと認められる。

2. 以上のことを踏まえ、本日、当社に対し、金融商品取引法第66条の20第1項の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

【登録取消し】

北海道財務局長（金仲）第28号の登録を取り消す。

連絡・問い合わせ先
北海道財務局 理財部金融監督第三課
011-709-2311
内線4313、4315



平成24年12月21日
北海道財務局

FPLアセットマネジメント株式会社に対する行政処分について

1. FPLアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。

（平成24年12月14日付）

○ 無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況

当社は、金融商品仲介業の登録を受けていることから、あらかじめ金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結した金融商品取引業者等（以下「所属業者」という。）が取り扱う金融商品についてのみ取得勧誘を行うことが認められている。しかしながら、当社は、平成21年8月頃から検査基準日（同24年3月19日）までの間、顧客に対し、所属業者以外の金融商品取引業者（以下「A社」という。）が取り扱う少なくとも28本の私募投資信託について取得勧誘を行い、46顧客が当該投資信託を延べ91件取得している状況が認められた。

具体的には、当社代表取締役（以下「当社社長」という。）は、顧客に対し、A社が取り扱っている当該投資信託について、具体的な商品名を提示し、当該投資信託の商品内容、メリット等を説明した上で、取得を希望した顧客の取得意思をA社に伝えるなど、当該ファンドの発行会社及びA社のために当該ファンドの取得勧誘行為を行っており、かかる行為は、当社における会社行為と認められ、有価証券の私募の取扱いに該当するものと認められる。

当社及び当社社長が行った上記の行為は、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業（同法第2条第8項第9号に掲げる「有価証券の私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。

2. 以上のことを踏まえ、本日、当社に対し、金融商品取引法第66条の20第1項、第52条第1項及び第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

【業務停止命令】

平成24年12月21日(金)から平成25年3月20日(水)までの間(3ヶ月間)、金融商品仲介業及び金融商品取引業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理を除く。)の停止。

【業務改善命令】

金融商品仲介業及び金融商品取引業について

- ① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を早急に把握し報告すること。
- ② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ③ 経営管理態勢・内部管理態勢のあり方について検証するとともに、責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 役職員の法令遵守意識を高め、公正かつ適切な業務運営がなされるよう、必要な研修等を行うこと。
- ⑤ 上記を踏まえ、再発防止策を策定し、実施すること。
- ⑥ 上記①から⑤について、平成25年1月11日(金)までに書面で当局に報告すること。

連絡・問い合わせ先

北海道財務局 理財部 金融監督第三課

011-709-2311

内線4313、4316

平成 24 年 12 月 21 日

株式会社企業設計に対する行政処分について

1. 株式会社企業設計(以下「当社」という。)に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。(平成24年12月14日付)

○無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

当社は、投資助言・代理業の登録を受けた日(平成 22 年 3 月 9 日)から検査基準日(同 24 年 1 月 20 日)までの間、2種類の外国で発行される集団投資スキーム持分(以下「外国ファンド」という。)について募集又は私募の取扱い(以下「募集の取扱い等」という。)を行い、少なくとも 734 顧客が外国ファンドを延べ 751 件取得している状況が認められた。具体的には、当社又は当社が外国ファンドの紹介を委託した少なくとも 58 名の者(以下「紹介者」という。)が、見込み客に対して外国ファンドの商品内容等を説明するとともに、当該見込み客の外国ファンドの契約締結手続きを支援し、取得契約を成立させていた。

当社は、海外に所在する外国ファンドの販売代理会社との間で、紹介契約を締結しており、当該契約に基づき、当社が見込み客に外国ファンドの商品内容等の説明を行い、見込み客が外国ファンドを取得した際には、当社は当該販売代理会社から紹介料を受領していた。

また、当社は、外国ファンドを取得した顧客を勧誘した紹介者には、当社が受領した紹介料の一定割合を再分配していた。

当社は、外国ファンドの募集の取扱い等に関与していると看做されないよう、平成 22 年 8 月以降、紹介料の受取りを別会社で行うよう変更しているものの、上記の状況等に鑑みると、当社の行為は外国集団投資スキームの組成者のために行っている外国ファンドの取得の勧誘行為に該当し、当社が登録を受けて

いる投資助言・代理業を逸脱する行為であると認められる。

当社が行った上記の行為は、金融商品取引法(以下「法」という。)第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく「第二種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、下記(1)については法第52条第1項の規定に基づき、下記(2)については法第51条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務を平成 24 年 12 月 21 日から平成 25 年 3 月 20 日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)

(2) 業務改善命令

- ① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を早急に把握し報告すること。
- ② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ③ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。
- ④ 金融商品取引業務(投資助言業務)を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令遵守態勢を整備すること。
- ⑤ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。
- ⑥ 上記①から⑤について、平成 25 年 1 月 21 日までに書面で報告すること。



【お問い合わせ先】 財務省近畿財務局
理財部証券監督課 TEL:06-6949-6367



平成 23 年 10 月 11 日

関 東 財 務 局

田原投資コンサルティング株式会社に対する行政処分について

1. 田原投資コンサルティング株式会社（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 23 年 9 月 30 日付）

○ 無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況

当社は、平成 17 年 6 月から同 23 年 4 月 11 日までの間、当社と投資顧問契約を締結していない者を含む多数の顧客（以下「投資顧問顧客等」という。）に対し、外国投資証券に係る募集の取扱い又は私募の取扱い（以下「募集の取扱い等」という。）を行い、これにより少なくとも 12 名の投資顧問顧客等が延べ 21 回取得に至っている状況が認められた。

2. 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第 1 項に掲げる「第一種金融商品取引業」（同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集の取扱い等」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく「第一種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる（ただし、平成 19 年 9 月 29 日以前の行為については、改正前の証券取引法第 2 条第 8 項に定める証券業（同項第 6 号に掲げる「有価証券の募集の取扱い等」を営業として行うこと）に該当するものであり、当社が登録を受けずに証券業を行うことは、同法第 28 条に違反するものと認められる。）。

このため、本日、当社に対し、下記(1)については金融商品取引法第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記(2)については同法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務を平成 23 年 10 月 11 日から平成 24 年 1 月 10 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。

(2) 業務改善命令

- ① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、商品名、投資金額、現在の評価額等）を早急に把握し報告すること。
- ② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ③ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。
- ④ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。

- ⑤ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。
- ⑥ 上記①から⑤について、具体的な改善策を書面で1ヶ月以内に報告すること。

連絡・問い合わせ先 関東財務局 理財部証券監督第2課 048-600-1156



平成 22 年 8 月 5 日

関 東 財 務 局

株式会社メイヤー・アセット・マネージメントに対する行政処分について

1. 株式会社メイヤー・アセット・マネージメント（以下「当社」という。）に対する検査の結果、以下の法令違反行為が認められたことから、証券取引等監視委員会より行政処分を求める勧告が行われた。（平成 22 年 7 月 28 日付）

○ 外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況

当社は、海外ファンドに関心を持った投資家に対して、平成 19 年 10 月から同 21 年 12 月までの間、5 ファンドについて、有価証券の募集の取扱いを行っており、9 名の投資家が約定に至っている状況が認められた。

2. 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第 1 項に掲げる「第一種金融商品取引業」（同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を行うことなく「第一種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。

このため、本日、当社に対し、下記(1)については法第 52 条第 1 項の規定に基づき、下記(2)については法第 51 条の規定に基づき、以下の行政処分を行った。

(1) 業務停止命令

金融商品取引業の全ての業務を平成 22 年 8 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。

(2) 業務改善命令

- ① 当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額）を早急に把握し報告すること。
- ② 本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。
- ③ 無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。
- ④ 金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。
- ⑤ 本件行為の責任の所在の明確化を図ること。
- ⑥ 上記①から⑤について、具体的な改善策を書面で報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督第 2 課

048-600-1156

平成21年7月31日
金融庁

無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください

金融商品取引法に基づく登録を受けていない海外所在業者が、インターネットに日本語ホームページを開設する等により、外国為替証拠金取引（FX取引）や有価証券投資等の勧誘を行っている例が見受けられます。

- 海外所在業者であったとしても、日本の居住者のために又は日本の居住者を相手方として金融商品取引を業として行う場合は、原則として、金融商品取引業の登録が必要です。登録を受けずに金融商品取引業を行うことは、禁止されています。（違反者は罰則の対象となります。）

金融商品取引業の登録を受けた業者については、「[免許・許可・登録を受けている業者一覧](#)」でご確認いただけます。

- 無登録の海外所在業者と取引を行う場合は、資金の持ち逃げや資金が返還されないなどのトラブルに容易に巻き込まれるおそれがあり、十分ご注意ください。
- 無登録業者から勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室や最寄りの財務局等に情報提供をお願いします。

【情報の受付窓口】

- [金融庁金融サービス利用者相談室](#): 0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX: 03-3506-6699

- 北海道財務局: 011-709-2311
- 東北財務局 : 022-263-1111
- 関東財務局 : 048-600-1111
- 北陸財務局 : 076-292-7855
- 東海財務局 : 052-951-2498
- 近畿財務局 : 06-6949-6367
- 中国財務局 : 082-221-9221
- 四国財務局 : 087-831-2131
- 九州財務局 : 096-353-6351
- 福岡財務支局: 092-411-7281
- 沖縄総合事務局: 098-866-0095

（参考リンク）外国為替証拠金取引一般に関する留意点や無登録業者の問題等については、以下のページをご参照ください。

[いわゆる外国為替証拠金取引について](#)

[未公開株購入の勧誘にご注意！](#)

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録の海外所在業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	金融商品取引業の内容等	備考	掲載時期
FinalCashBack, Inc. (FinalCashBack)	2F Capital City Independence Aven 1008 Victoria Mahe Republic of Seychelles	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成24年10月
Clear Markets LTD (CashBackForex)	Intershore Chambers P.O.Box 4342, Road Town Tortola, VG1110 Virgin Islands (British)	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成24年10月
ChargeXP Investment Ltd. (SmartOption)	Tassou Papadopoulou 6, P.C.2373 Nicosia, Cyprus	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年9月
BENTLEY ASSOCIATES LTD. (Bentley Associates Ltd.)	Office Trellis Building, 1 1/2 Miles Northern Highway, Belize City Belize	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成24年 8 月
VLT INVESTMENT LTD (VLT-FX)	Trinity House, first floor, Albert Street, P.O.Box 1402 Victoria, Mahe Seychelles	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 8 月
Youtrade holdings Limited BVI (youtradeFX)	12 The Shrubberies, George Lane, London E18 1BD, UK	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6 月
Surplus Finance S. A. (FXcast)	Office 113 2nd Floor Medine Mews Chaussee Street, Port Louis, Mauritius	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6 月
NZ FINANCIAL CAPITAL LIMITED (FXIM)	34, Parc d'Activite Syrdall L-5365 Munsbach Luxembourg	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6 月
PLUS FINANCE LIMITED (FXplus)	3rd Floor, Omar Hodge Building, Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成24年 6 月

※ 平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録の海外所在業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	金融商品取引業の内容等	備考	掲載時期
Investment House Limited (iHForex)	Route de Crassier 7 CH -1262 Eysins Switzerland	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
InstaForex Companies Group (InstaForex)	30 Teatralnaya Street, office 514, Kaliningrad, 236000, Russia	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
IronFX Limited (ironforex)	30, Gr. Xenopoulou Street, 3106 Limassol, Cyprus	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
Pepperstone Financial Pty Ltd (Pepperstone)	Level 3, 27-32 King Street Melbourne VIC 3000 Australia	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
TF GLOBAL MARKETS LIMITED (ThinkForex)	Pricewaterhousecoopers Tower, Level 26, 188 Quay Street, Auckland, 1010, New Zealand	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
Trading Point of Financial Instruments Ltd.	12, Richard & Verengaria Street, Araouzos Castle Court, 3rd Floor, 3042 Limassol,	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
United World Capital Limited (UWCFX)	22, Georgiou Griva Digheni Street, Serghides Court - 1 - 4 Floors, CY-3106, Limassol,	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
AECNFX MAURITIUS LTD (AECNFX)	7th Floor, Ebene Mews, 57 Ebene Cyber City, Ebene, Mauritius	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月
247 Holdings Group Ltd., (24option)	Level17 Dashwood House Old Broad Street, London EC2M 1QS UK	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成24年 6月

※ 平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
(警告書の発出を行った無登録の海外所在業者)

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	金融商品取引業の内容等	備考	掲載時期
FXDD Malta Limited (FXDD)	K2, First Floor, Forni Complex, Valletta Waterfront Floriana, FRN 1913, Malta	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成23年1月 (平成24年6月追記)
IFC Markets Corp. UK (IFC Markets)	2nd Floor, 145-157 St John Street, EC1V 4PY, London, UK	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成23年1月 (平成24年6月追記)
GCI Financial Ltd. (GCI Financial)	Gordon House, 4th floor 1 Coney Drive Belize City, Belize	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成23年1月 (平成24年6月追記)
RetailFX Limited (eToro)	P.O. Box 3321, Drake Chambers, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成23年1月 (平成24年6月追記)
4XP Ltd. (4xp.com)	InterShore Chambers, P.O. Box 4342, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成23年1月 (平成24年6月追記)
FX-account.com Limited (FX-account.com)	Palm Grove House, P.O. Box 438, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成23年1月 (平成24年6月追記)
CCFX Ltd. (海外FXお役立ちガイド)	Blackburne Highway, Roda Town, Tortola, British Virgin Islands	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成23年1月 (平成24年6月追記)
SKY ACHIEVE ENTERPRISES LIMITED (On the Forex.com)	P.O. Box 957, Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引の媒介		平成23年1月 (平成24年6月追記)
iFOREX Co., Ltd. (iFOREX)	Nikis 15 Syntagma Square, 10557 Athens, Greece	インターネットを通じた、 店頭デリバティブ取引		平成23年1月 (平成24年6月追記)

※ 平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

平成24年4月6日
金融庁

日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について

最近、「日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を代行すると言われ、当該業者の口座に資金を振り込んだが、その後預金証書等が送られてこない。大丈夫だろうか」といった相談が寄せられています。

日本において、預金の受入は銀行法等で免許等を受けた銀行、外国銀行等以外は禁止されています。

また、一般の業者が日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設を勧誘し、顧客から資金を預かるような行為も、禁止されています。

そのような勧誘を受けた場合は、くれぐれもご注意ください。少しでも不審に思った場合は、取引を見合わせることを含め、慎重に対応することをお勧めします。

預金の受入等を行える金融機関等については、「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」で預金取扱等金融機関、銀行等代理業者、外国銀行代理銀行をご確認ください。

不審な勧誘を受けた場合は、以下の連絡先までご相談ください。

金融庁 [金融サービス利用者相談室](#) (平日10:00～17:00)

Tel(ナビダイヤル)0570-016811

※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

Fax 03-3506-6699

※なお、外国の銀行に預けられた預金は、日本の預金保険制度の対象となりません。現在、預金保険制度の対象となっている金融機関の一覧は預金保険機構のホームページ (<http://www.dic.go.jp/>) でご覧いただけます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第一課

平成14年6月26日

上田 高史 殿
法律事務所ドウ・ソロ
弁護士 大野 鉄矢 殿

金融庁監督局銀行第一課長 河野 正道



「銀行法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成14年3月20日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例は、日本国内に居所を有する顧客が海外銀行に対し口座の開設、預金の預入れ及び解約を行う場合に、照会者が当該顧客の委託を受けて、照会書記載の事務の補助を行うものであるが、その場合における照会者と顧客の権利義務関係は、当該事務の補助に直接係るものにとどまり、かつ照会者と当該海外銀行との間で何ら権利義務関係は生じない限りにおいて、銀行法第2条第2項に規定する「銀行業」及び第3条に規定する「みなし銀行業」に該当せず、同法第4条第1項の銀行業の免許は必要ないと考える。

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものでない。

メイン ユーザー

送信者: "広報室報道係" <kouhoushitsu@fsa.go.jp>
宛先: "鈴木 克昌" <k-suzuki@fp-spirit.com>
送信日時: 2013年1月18日 11:33
件名: RE:【ご照会】掲載情報の利用について
鈴木様

いつもお世話になっております。
下記、お問い合わせの件ですが、頂いたメールにもありますとおり、
当庁ウェブサイトの内容については、適宜の方法により出所を明示することで、引用、転載、
複製を行うことができます。
従いまして、出所を明記して頂き、内容を改変するような引用、転載、複製をしない限りにおい
ては、特段制限等はありません。
どうぞよろしくお願い致します。

金融庁 広報室

-----Original Message-----

From: 鈴木 克昌 [mailto:k-suzuki@fp-spirit.com]
Sent: Thursday, January 17, 2013 1:19 PM
To: 広報室報道係
Subject: 【ご照会】掲載情報の利用について

金融庁 広報室 御中

お世話になります。
行政書士の鈴木と申します。

今般、金融関係者を対象としたコンプライアンス研修を実施するにあたり、
貴庁WEBサイト掲載の情報を使用いたしたく、その可否についてご照会
させていただきます。

貴庁WEBサイトでは、掲載情報の著作権につき、「適宜の方法により出所を
明示することで、引用、転載、複製を行うことができる」と記載されて
おりますが、WEBページをそのまま印刷、またはリンク先のPDFを印刷して
配布しても問題はございませんでしょうか。

具体的には、下記のページおよびファイルを印刷・配布したいと考えております。

- 日本に拠点のない外国の銀行への預金口座の開設勧誘について
- 無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください
- ノーアクションレターの照会に対する回答(文書)・・・PDF
- 警告書の発出を行った無登録の海外所在業者・・・PDF
- 行政処分について・・・リンク先財務局のPDF

コンプライアンス研修という性質上、慎重な対応をいたしたいと存じますので、
何卒ご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

鈴木FP行政書士事務所
行政書士 鈴木 克昌
E-mail : k-suzuki@fp-spirit.com
TEL. 03-5318-3641
FAX. 03-5318-3642